

小型 USV によるマルチスタティックソーナー技術の実証に係る説明書

案件名	小型 USV によるマルチスタティックソーナー技術の実証
公募期間	令和 7 年 1 2 月 1 日 ～ 令和 7 年 1 2 月 1 5 日
参加資格	<p>1 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。</p> <p>2 防衛省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>3 日本に拠点を有していること（政府調達に関する協定の適用案件でない場合に限る）。</p> <p>4 次に該当する者であること。 防衛省所管契約事務取扱細則第 1 8 条第 4 項第 3 号から第 7 号までのいずれかに該当する者、日本スタートアップ大賞、日本ベンチャー大賞又はその他各府省庁等内におけるスタートアップ表彰企業の受賞企業。 ※ 公募の時点で競争参加資格を有していない応募者は、必要書類とともに、防衛省所管契約事務取扱細則第 9 条に規定する一般競争（指名競争）参加資格審査申請書を提出するものとする。</p> <p>5 提案する技術を保有していること。</p>
	<p>(1) スタートアップ技術提案評価方式を適用して解決を求める行政課題の概要 無人艦は、有人艦に比して安価かつ人的損耗を局限し、長期連続運用可能といった大きなメリットがあり、ゲーム・チェンジャーとなりうる。海に囲まれる我が国にとって、海上交通路（シーレーン）の安全確保は死活的に重要だが、排他的経済水域と領海を合わせた面積が世界第 6 位と広大であることに加え、人的リソースの観点からも常続的な水中監視は困難であるため、無人アセット防衛能力の強化、及び水中優勢の獲得に資する技術を取得することが必要である。</p> <p>(2) 行政課題の背景 海上・海中における不審な船舶等の動向などを含む海洋の状況を把握する必要があるが、国家防衛戦略や海洋計画基本法においても海洋状況把握(MDA)能力を強化することとされている。一方で、少子高齢化という我が国の現状から人的リソースでの対応はますます困難になっており、効率的な無人アセットの導</p>

入／運用が推進されている。

### (3) 行政課題の詳細

#### ア 行政課題の当事者

防衛省・自衛隊

#### イ 当事者の業務の概況

MDA 能力については、海上自衛隊が保有する有人アセットによる対象国潜水艦の把握や海洋観測、関係官公庁や企業等による海洋環境情報等により実現されているが、その有人艦を活用するが故、極めて限定的となる。

#### ウ 当事者が抱える課題（これまでの行政課題の解決に向けた類似の取組を通じてもなお残る課題等）

MDA 能力の強化に当たり、小型の無人水上航走体（USV）を複数展開することを検討している。現状、小型 USV に搭載し得るソーナーでは、自艦の搜索ビームを自艦で探知するモノスタティック搜索が主流となるが、この搜索手法は搜索範囲が限定的であるため、同手法による搜索能力の向上には限界がある。加えて、小型 USV もその船体サイズから、太陽光発電による 365 日の連続運用、転覆対策、ペイロードサイズ等の制約がある。MDA 能力を効果的に強化するため、小型 USV を活用したモノスタティック搜索以外の搜索手法によって搜索能力を向上させる方策が必要である。

### (4) 解決の目標及びスケジュール

#### 【解決の目標】

上記行政課題解決のために、運用が容易な小型 USV で有効な搜索範囲を拡大する手段として、複数隻の小型 USV の連携を伴った自艦の搜索ビームを他艦で探知するマルチスタティック搜索によって水中目標搜索の実現可能性を検証し、実現することが期待される。

#### 【スケジュール】

令和 7 年度から令和 8 年度前半にかけ小型対潜搜索ソーナーを実証する。令和 8 年度後半に小型 USV へ開発したソーナーを搭載し実海面で実証する。

### (5) 参考額

5 億円

注：参考額は単なる目安であり、予算決算及び会計令第 99 条の

	<p>5に規定された予定価格と異なり、その範囲内での契約を要するものではない。</p>
<p>優先交渉権者の選定に関する事項</p>	<p>(1) 技術提案の評価に関する基準      本事業は価格を考慮せず、次のア～ウに沿って、技術的要素等により審査を行うものとする。</p> <p>ア 評価項目</p> <p>【必須事項】</p> <p>① 技術提案書には説明書で記載した事項が不足なく記載されているか。</p> <p>② 技術提案の内容は、事業の目的に合致しているか。</p> <p>③ 行政課題のスケジュールと合致しているか。</p> <p>④ 見積価格は参考額を超過していないか。</p> <p>【加点事項】</p> <p>① 技術提案が行政課題の解決に資するものであるか。(最重要項目)</p> <p>② 提案に活用される技術及びサービスに独自性・優位性があり、技術が優れているか。</p> <p>③ 提案内容・実施計画は実現可能かつ妥当性があるか。</p> <p>④ 技術提案の主体が高度かつ独自の技術を有するスタートアップ企業等であるか。</p> <p>イ 評価基準</p> <p>【加点事項】</p> <p>① - 1 小型 USV (全長 3 m以下) の運用実績 (外洋であれば加点)。</p> <p>① - 2 マルチスタティックソーナー技術を適用した上で、複数隻 (2～10隻毎) での1時間当たりの搜索範囲の見積もり (平均流速は 1.0kt、搜索速力 3.0kt とし、水測状況・海域・ターゲットは任意で設定)。</p> <p>① - 3 技術提案の内容は、行政課題の解決の達成目標に合致しているか。</p> <p>① - 4 行政課題の要求事項に記載のない付加的な要素が含まれている場合、その必要性は明確かつ妥当な内容だと考えられるか。</p> <p>② - 1 従前の方法に対する独自性が認められる技術提案であるか。</p> <p>② - 2 既存技術に対する優位性が認められる技術提案であるか。</p> <p>③ - 1 実現可能性が考慮された設計、開発、試験等の計画となっているか。</p>

- ③ - 2 事業を遂行する上で適正な体制をとるための人員確保が見込まれるか。
- ③ - 3 見積価格と比して、技術提案は費用対効果が高いと考えられるか。
- ④ 技術提案の主体が高度かつ独自の技術を有するスタートアップ企業等であるか。

ウ 得点配分

審査点は、100点とする。ただし、うち30点については、技術提案の主体が高度かつ独自の技術を有するスタートアップ企業等に該当する者に対して、次の i ~ iii のとおり加点を実施する。

i J-Startup 選定企業、J-Startup Impact 選定企業、J-Startup 地域版選定企業、日本スタートアップ大賞受賞企業又日本ベンチャー大賞の受賞企業が単独で技術提案を行う場合

・・・(30点)

ii 「技術力ある中小企業者等の入札機会の拡大について」(平成12年10月10日政府調達(公共事業を除く)手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会決定)の3(3)から(6)までに掲げるものが単独で技術提案を行う場合

・・・(20点)

iii 上記 i 又は上記 ii に掲げるものが大企業その他事業者とコンソーシアム等を形成して技術提案を行う場合

・・・(15点)

(2) 優先交渉権者の選定方法

- ・ 技術提案を提出した者の中から、評価点が最上位であることを優先交渉権者として選定します。なお、評価点が最上位の者が複数者いる場合には、評価項目の重要度の高いものに係る評価点の高い者を優先交渉権者として選定することになります。
- ・ 優先交渉権者として選定された方には、書面又はE-mailにより、その旨を通知します。
- ・ 公募参加資格がないと認められた方に対しては、書面又はE-mailにより、非選定とされた旨及びその理由を通知します。
- ・ 上記に該当しない方に対しては、書面又はE-mailにより、選定された旨と順位を通知します。

(3) 応募者の義務等

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 優先交渉権者にする旨の通知を受けた者は「入札及び契約心得」（防衛装備庁公示第1号。平成27年10月1日）を熟知の上、公募条件に著しい変更があった場合を除き、技術提案内容から交渉により確定した仕様を以て、商議に参加しなければなりません。</li> <li>・ 応募者で優先交渉権者とならなかった者は、仕様書等貸与したものすべてを返却しなければなりません。</li> <li>・ 応募者は、本審査の過程で防衛省側から得た情報の内容で一般に公開されていない情報について開示・漏洩してはなりません。</li> </ul>
技術提案の改善に関する事項	<p>いただいたご提案について、対面又はオンラインにより、その内容の改善を求める場合があります。</p> <p>この場合、①技術提案の内容を十分理解し、説明できる方、②提案者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方にご対応いただくこととなります（複数者でも可）。</p>
優先交渉権者の選定日時等	令和7年12月中メド
必要書類	<p>郵送又はE-mailにより以下の書類を「提出先・問合せ先」に示す場所にご提出願います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「参加資格」中、3、4及び5が確認できる書類</li> <li>・ 技術提案書</li> <li>・ 概算見積書（見積条件書がある場合はそれも含む）</li> <li>・ 技術提案改善書（技術提案の改善が行われる場合に限る）</li> </ul>
提出先・問合せ先	<p>住所：東京都新宿区市谷本村町5-1</p> <p>担当：海上幕僚監部防衛部装備体系課技術・研究班員</p> <p>電話：03-3268-3111（内線51568）</p> <p>E-mail：industrialpolicy@ext.atla.mod.go.jp</p>